

## 船舶事故調査報告書

令和2年6月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年9月29日 04時15分ごろ
発生場所	石川県能登町弁天島付近 高倉港錨島防波堤灯台から真方位285°980m付近 (概位 北緯37°17.6′ 東経137°12.3′)
事故の概要	プレジャーボート英伸丸は、航行中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年10月1日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 英伸丸、0.5トン IK3-16961（漁船登録番号）、個人所有 第244-23392号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、いか釣りの目的で南進中、弁天島の岩場に乗り揚げた。 船長は、小雨で暗闇の中、ふだんどおり高倉漁港の防波堤間の中央部を航行する針路とすれば安全に航行できると思っていたものの、防波堤間の東側寄りを航行したと本事故後に思った。 船長は、魚群探知機兼用のGPSプロッターが備え付けられていたものの、ふだんから魚群探索のためだけに使用していた。
分析	本船は、航行中、船長が、小雨で暗闇の中、ふだんどおり防波堤間の中央部を航行する針路とすれば安全に航行できると思い、目視のみで航行したことから、防波堤間の東側寄りを航行し、岩場に乗り揚げたものと推定される。
原因	本事故は、夜間、本船が、航行中、船長が、小雨で暗闇の中、ふだんどおり防波堤間の中央部を航行する針路とすれば安全に航行できると思い、目視のみで航行したため、防波堤間の東側寄りを航行し、岩場に乗り揚げたものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・夜間の航行に際しては、GPSプロッター等を活用して船位を確認しながら航行すること。